

別紙添付②

平成24年(ワ)第6907号建物収去土地明渡等請求事件

原告 大洋リアルエステート株式会社

被告 御堂筋共同ビル開発特定目的会社外1名



第7準備書面

平成25年4月18日

大阪地方裁判所第23民事部合議係 御中

原告 大洋リアルエステート株式会社  
代表者代表取締役 堀内正雄



上記原告訴訟代理人

弁護士 辻 公 雄



弁護士 大 西 克 彦



弁護士 白 川 謙 三



原告は被告鹿島建設準備書面4(平成25年4月12日付)に対し、下記のとおり弁論を準備する。以下、略語は、本書面で新たに用いるもののほか、訴状の記載に従う。

記

## 1 原告の本件請求は権利濫用になり得ないこと

被告鹿島建設は、①原告は資金を確実に調達して本件事業を成立・遂行すべき法的責任を負っていたこと（第2）、②三菱地所との協議を不当に拒絶するなどして資金調達の途を閉ざした挙げ句、自ら本件事業を積極的に破綻させたこと（第3）、を理由に原告の本件請求は権利濫用であるというようである。

しかし、被告鹿島建設の上記主張はこれまでの主張を繰り返すものであって、原告においてすでに反論済みのことである（原告第2準備書面など）。

原告は、再三にわたり反論していることから、以下のとおり簡単に反論する。

①については、原告には基本合意書（甲11）その他の契約上、優先出資を除き、金融機関から資金調達を決定・実現する義務は一切認められない。そして、原告は優先出資者間契約書及び覚書に基づき優先出資13億2300万円を繰り上げて全額支払った（甲15～17）。

②については、原告が三井住友銀行から被告TMKへのノンリコースローン提案を拒否したのは、三菱地所の当初の勧誘及び基本合意書等の内容にない負担を融資先でない原告に対し一方的に負わせる不当な内容であったからであり、このことをもって原告が特定目的借入の実現を妨げたことには到底なりえない。また、原告は本件事業の破綻回避に向けて三菱地所との協議を不当に拒否した事実はない（甲36）。さらに原告が被告TMKの預金を差押さえたことをもって本件事業の破綻に関与したと被告鹿島建設はいうが、預金債権の差押は被告TMKの再三にわたる契約不履行を原因に裁判所の手続を経た正当な権利行使であって、これをもって権利濫用ということとはありえない。

被告鹿島建設は、本件請負工事契約において本件借地権契約が解除される可能性があることは当然に認識し得たにも関わらず、被告TMKの破産によって本件工事代金を回収できない事態になって、原告にその不利益を転嫁しようとするものであるが、極めて不合理な主張という外ない。

よって、原告の本訴請求が権利濫用であるとする被告鹿島建設の主張には全く理由がない。

以上